

# 令和4年12月12日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和4年12月12日 午後3時20分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和4年12月12日 午後3時50分

3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	洪田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	洪田 佳規
安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2) 欠席者 (なし)

4 議事に参与した者

係長	中田 学
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条 (委員会)

議案第2号 農地法第5条

議案第3号 基盤強化法第19条 (農用地利用集積計画の公告) (利用権)

---

午後3時20分開会

○係長 ( 君) それでは、令和12月定例農業委員会を開会させていただきます前に、出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員数は全員出席でありまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行については、 、よろしくお願いたします。

○議長（██████君） 皆さん、改めましてこんにちは。

現地調査、どうもお疲れでございました。

それでは、12月の定例会をただいまから始めます。

.....

○議長（██████君） 始めます前に、議事録署名委員の指名を行います。

██████と██████、よろしくお願いいたします。

.....

○議長（██████君） それでは、議事に入りたいと思います。

日程1、議案第1号農地法第3条、許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○係（██████君） 議案第1号、農地法第3条の許可申請、申請番号12の21について御説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い農地として使用していく内容です。

譲受人は現在年齢76歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は50年と伺っております。農業経営状況といたしましては主に水稲、野菜の生産を行っております。

所有する農機具はトラクター、田植え機、軽トラックを所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。

今回の申請地は、コスモス館の西側に位置をしております斜線部の1筆です。今後の申請地における営農計画といたしましては、大根、キャベツ等の栽培を行いたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積が8,120平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと9,025平米となりまして、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（██████君） 説明終わりました。質問ありましたらお願いいたします。——ないようでしたら、採決に移らせていただきます。

番号12の21、賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（██████君） 全員賛成です。

続きまして、12の22、事務局、説明をお願いします。

○係（          君） 議案書 1 ページにお戻りをいただきまして、申請番号 1 2 の 2 2 について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法 3 条の申請により贈与を行い農地として使用していく内容です。

譲受人は現在年齢 7 4 歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約 1 年と伺っております。こちらにつきましては、相続により土地を受け継いだ方になります。

所有する農機具としましては、草刈機等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。

今回の申請地は、北部プラザの北東側に位置をしております斜線部の 1 筆です。今後の申請地における営農計画といたしましては、柿の栽培を行っていきたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積が 8, 1 7 7 平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと 8, 5 0 3 平米となりまして、5 0 a 要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（          君） 説明終わりました。御質問等ありましたらお願いいたします。——ないようですので、採決に移ります。

賛成となります農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 13 / 13 名〕

○議長（          君） ありがとうございます。全員賛成です。

次に、1 2 の 2 3 について説明をお願いいたします。

○係（          君） それでは、議案書 1 ページにお戻りをいただきまして、申請番号 1 2 の 2 3 について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法 3 条の申請により贈与を行い農地として使用していく内容です。

申請人の関係でございますけれども、こちらの関係は親子で、渡し人が子、受け人が親となっております。現在、渡し人が勤めに出ておりまして、農業を継続することが困難になったため、申請がっております。

譲受人としましては現在年齢 7 4 歳で、古賀市内で御家族で農業をされている方です。農業経営状況といたしましては、主に水稻を行っておられます。農業従事年数は 5 0 年と伺っております。

所有する農機具といたしましては、軽トラック、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の5ページをお願いいたします。

今回の申請地は、高田の交差点の南東側に位置をしております斜線部の計3筆となります。今後の申請地における営農計画といたしましては、引き続き水稻を行っていきたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は5,649平米で、親子間での贈与となりますので、耕作面積に変更はなく、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（          君） 説明終わりました。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。——ないようですので、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（          君） ありがとうございます。全員賛成です。

続きまして、12の24について説明をお願いします。

○係（          君） 議案書2ページをお願いいたします。申請番号12の24について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い農地として使用していく内容でございます。

譲受人は現在年齢87歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業経営状況といたしましては、主に水稻、野菜を行っておられます。従事年数といたしましては67年と伺っております。

所有する農機具は、軽トラック、トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。

今回の申請地は、小竹公民館の北東側に位置をしております斜線部の計3筆となっております。今後の申請地における営農計画といたしましては、柑橘の栽培を行っていきたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は8,906平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと1万136平米となり、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 質問、意見ありましたらお願いいたします。——ないようですので、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第2号農地法第5条の件による許可申請について、12の15説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案書7ページをお開きいただきまして、農地法第5条の許可申請、申請番号12の15について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、住宅に隣接する庭として転用を行う内容でございます。本件の土地につきましては、令和3年度末での農振農用地からの除外がなされた土地となります。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、位置図等の説明をいたします。8ページに位置図がございます。

青柳小学校から見まして北東側に位置をしております斜線部の2筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、西側から農地の広がりがあり、広がりが10haを超えることから第1種農地と判断されますが、申請地は相当数の家屋が連担する集落に接しており、申請内容も住宅の庭であるため、集落接続として例外的に許可可能なものであると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。9ページに現況図、10ページに計画平面図及び断面図を記載しております。10ページをお願いいたします。

計画では申請地内を庭として使用し、隣接する住宅と併せて一体的に宅地として使用していく計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和4年11月12日付で無条件での承諾書の提出があつてございます。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから事務局で受理をしております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

何か補足等ございましたら、委員さんのほうから、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 地域委員の でございます。

この案件につきましては、特に問題なしということで農区から承諾をいただいております。ど

うぞよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。地元委員さんの説明も終わりました。

質問、御意見ありましたらお願いいたします。——ないようですので、採決に移ります。

12の15番、賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第3号に移ります。

基盤強化法第19条の農用地利用集積計画承認について、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） では、議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

新規で8件、更新で36件の申出がっております。

また、 員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、御説明いたします。

新規の申出につきまして、11ページを御覧ください。

申請番号12の111、薦野でございます1筆で、面積が1,914平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和9年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の112、薦野でございます5筆で、面積が1,286平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和9年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、12ページ、申請番号12の113、筵内及び久保でございます3筆で、合計面積が1,903平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の114、久保でございます2筆で、合計面積が2,025平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の115、筵内でございます3筆で、合計面積が4,133平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の116、青柳町及び青柳でございます3筆で、合計面積が

3,906平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和9年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12の117、青柳町にごございます1筆で、面積が1,062平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年1月1日から令和9年12月末までの貸し借りとなっております。

続けて、申請番号12の118、新原にごございます5筆で、合計面積が3,431平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年2月1日から令和10年10月末までの貸し借りとなっております。

なお、14ページの申請番号12の119から32ページの申請番号12の154までの36件につきましては、更新の案件となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

また、11ページの申請番号12の111、112につきましては、申請人は農地所有適格法人以外の法人であるため、適切な営農が行われていない場合などに契約を解除できる、解除条件付利用権設定となり、誓約書を徴取しております。また、借受人は医薬品等を取り扱う法人でありまして、今回新たに薬草の栽培を行いたいと伺っております。

続きまして、13ページの申請番号12の118について補足説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、農地中間管理機構から借受けを行うもので、借受人の営農形態の変更によって、法人名義で借り受けしている農地を個人名義で借り受けされると伺っております。

最後に、新規の料金設定につきましては、全て区域委員並びに近隣の区域委員の皆様の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長（                    君） 説明終わりました。御質問等ありましたらお願いいたします。

12の118の経営状況はどうだろうか。

○係（                    君） 経営はですね、こちらの借受人の方が新規就農者で、四、五年前から法人として新規就農で頑張っていきたいということで、法人として農地を借受けをされてあったんですけども、なかなか経営がうまくいかないところもあって、法人は一旦解散して、個人としてできる範囲で御夫婦で営農されていきたいということで、今回、個人名義での申出がっております。

○委員（                    君） もともと法人はどこで営農されていた。

○係（                    君） 全く同じこの農地に。

○委員（                    君） この農地で、新原の。

○係（                    君） はい。

- 委員（ 君） 農地中間管理事業を通すと地元の農業委員が事前に連絡はないで、  
こういう報告で受けるんですけど、農業委員の了解は必要ないんですか。
- 係長（ 君） 一応、地元の了解が法律上必要というものはなくて、通常の利用権におい  
てもなんですけども、承諾印まではなくても、話をさせてもらっていたほうがよかったのかな  
とは思っています。
- 議長（ 君） ほかに御質問等ありませんか。  
111、112の薬草については、何かちょっと心配する面があるんですけど、ほかのほうでの  
実績とかいうのもないんですか。
- 係（ 君） そうですね。実績は今回が初めてでして、経験は、栽培経験者がある医薬  
品メーカー等から指導を受けながら、まずちょっと試して作ってみたいということで伺って  
います。まず1年目は少し遊休農地になっていた農地でもありますので、1年目は地元の農業者  
からも指導をいただきながら、露地野菜を少し作ってみて、土をならして2年目以降、ミシマサ  
イコという生薬を作られたいということで、実現可能かどうかはちょっとやってみないと分から  
ないところではございますが、一応、それで地元からも承諾を得ていますので受理をいたしてお  
ります。
- 議長（ 君） どの人か分らないではないんですかね。手伝い程度、農家の方は。
- 係（ 君） 薦野の委員さんから、今ここの農地が余っているよというところだったの  
で、そういうところでマッチングして、手伝い程度、多少の御指導いただきながら、露地野菜の  
ほうはそれで少し作ってみられるということをお伺いしています。
- 議長（ 君） はい、分かりました。何か質問、御意見ありましたら。——よろござい  
ますか。

それでは、議案第3号、賛成いただきます農業委員の方、もう一括でいいでしょう。

- 議長（ 君） 一括で承認いただけます方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

- 議長（ 君） ありがとうございます。

午後3時50分閉会

---